

2. 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書(案)

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

こうした音を感じる細胞が少なくなっている状態のもとでも、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えません。難聴の人の補聴器所有率が、日本では14.4%と、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%（日本補聴器工業会・テクノエイド協会『ジャバントラック2018』）などと比較して極端に低い数値です。この背景には、日本において補聴器の価格が、片耳当たり概ね3万円～20万円で、保険適用ではないため全額自費。身体障害者である高

度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、該当しない約9割は自費で購入している実態があるといわれています。

欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。

政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めていますが、耳が聞こえにくい、聞こえないというものは、そうした社会参加などへの大きな障害です。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣